

保護者の方へ

学校で流行する可能性の高い学校感染症にかかっている場合、学校保健安全法第19条の規定により登校できません。この間のお休みは「出席停止」の扱いになります。

学校感染症と出席停止期間		
	病 名	期 間 (医師の判断が必要)
第1種	エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘そう, 南米出血熱, ペスト, マールブルグ病, ラッサ熱, 急性灰白髄炎, ジフテリア, 重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る), 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る), 特定鳥インフルエンザ(病原体の結成亜型がH5N1およびH7N9であるものをいう)	治癒するまで。
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し, かつ, <u>解熱後2日*</u> を経過するまで。幼稚園児の場合は“ <u>解熱後3日</u> を経過するまで”とする。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺, 顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し, かつ, 全身状態が良好になるまで。
	風疹 (3日ばしか)	発疹が消失するまで。
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退後2日を経過するまで。
	結核	感染のおそれがなくなるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがなくなるまで。
第3種	腸管出血性大腸菌感染症, 流行性角結膜炎, 急性出血性結膜炎, コレラ, 細菌性赤痢, 腸チフス, パラチフス,	感染のおそれがなくなるまで。
	その他の感染症	その他の感染症は, 通常は出席停止になりません。 ※ただし, <u>校園内で重大な流行のおそれがある感染症については, 学校園長と学校園医の判断により, 出席停止の措置をとることもあります。</u>

上記の感染症 (インフルエンザを除く) にかかった場合は, 病院で「治癒証明書」を記入してもらって, 登校時に持参してください。インフルエンザにかかった場合は, 新様式「インフルエンザ経過報告書」に保護者の方が記入して登校 (園) の際に学校へ提出して下さい。これらの様式は学校園のHPの「保護者のページ」にありますので, ダウンロードしてご利用ください。または, 学校の職員室や保健室にもありますので取りにおいでください。治癒証明書についてはかかりつけの病院の様式でも構いません。よろしくお願いたします。